

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

1 現 状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員等データ

猪名川町					民間企業		
職種	人数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	類似職種	平均年齢	平均給与月額
清掃職員	14	42.6歳	円 306,500	円 370,300	廃棄物処理業 従業員	43.3歳	円 300,100
学校給食員	7	39.3歳	283,300	326,700	調理士	41.5歳	256,800
学校校務員	5	54.4歳	326,800	357,200	用務員	53.7歳	228,900
その他	5	45.6歳	318,500	376,200	-	-	-
合計	31	44.3歳	306,500	359,300	-	-	-

「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、通勤手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

民間データは、総務省において公表されているデータを使用している。

(賃金構造基本統計調査：平成16年～平成18年の3カ年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数

職 種	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上
清掃職員					3	2	4	2	1	2		
学校給食員					2	2	2	1				
学校校務員									1	2	2	
その他					1	1		1		1	1	
計					6	5	6	4	2	5	3	

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

技能労務職給料表（国家公務員の行政職俸給表（二））を適用しています。

イ 手当

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当をそれぞれ該当者に支給しています。このうち、特殊勤務手当の内容は以下のとおりとなっています。

手当名称	支給要件	単位	支給額
清掃手当	ごみ処理作業に従事したとき	日	600円
年末年始手当	12月29日から1月3日までの間に、勤務することとなっている部署で勤務した職員	時間	300円

ウ 昇給基準

毎年1月1日を基準日として、前1年間における勤務成績に応じて、当該職員が「極めて良好」「特に良好」「良好」「やや良好でない」「良好でない」のいずれに該当するかに応じ、昇給区分を決定し、昇給区分を決定します。

2 基本的な考え方

技能労務職については、平成8年度以降新規の採用は行わず退職者不補充とし、業務の見直しとともに配置転換、民間委託や臨時・嘱託職員等で必要となる事業を効率的に実施します。

給与面については、国家公務員の俸給表（行政職俸給表（二））に準拠しております。

3 具体的な取組内容

近年実施した給与の適正化に資する取組みは次のとおりです。

(1) 給与水準の抑制措置

平成18年度に実施した給与構造改革により、国家公務員の技能労務職に適用される給料表に準じて給与改定を実施し、平均4.8%引き下げを行いました。

(2) 特殊勤務手当

平成17年度に特殊勤務手当の見直しを行い、危険手当、清掃手当の業務内容見直しを行うとともに、火葬手当を廃止しました。（平成18年度から実施）

(3) 人事評価制度の導入

平成19年12月に人事評価制度を試行実施し、平成20年1月から本格実施しています。人事評価の評価結果については、給与等の処遇に今後反映することとしています。

4 その他

技能労務職は、退職不補充とし、必要な業務については、民間委託の推進とともに、臨時・嘱託職員等に対応する計画です。なお、清掃事業については、平成20年度に猪名川広域ごみ処理施設が稼動する予定であり、当該施設使用のための新たな体制を構築します。